

令和2年（ウ）第4号 保全異議申立事件

債権者 [REDACTED] 外2名

債務者 四国電力株式会社

## 準備書面4-（1）

（司法審査）

令和2年9月30日

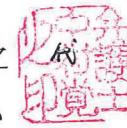
広島高等裁判所第4部 御中

債権者ら代理人弁護士 中 村



同 弁護士 河 合 弘 之

ほか



### 1 司法審査の在り方に関する異議の概要

債務者は、保全異議申立書（以下、「申立書」という。）第1の2(1)及び(2)において、原決定の行った司法審査の在り方に関する判断部分に対して異議を述べている。

その内容は、まず、(1)として、①主張証明責任に係る具体的な帰結が公平を欠く、及び、②権利侵害に至る具体的経緯や機序が示されていない、との趣旨であり、次いで、(2)として、③原決定が原子力規制委員会（以下「原規委」という。）による科学的、専門技術的知見に基づく判断を尊重していない、との趣旨であると考えられる。

これらの主張は、いずれも債務者独自の時代錯誤的見解に基づくものにすぎず、福島第一原発事故の惨事を受けて2012年に改正された炉規法等原子力関連法令の趣旨からしても、また、これまでの原発差止訴訟における司法審査の在り方からしても、一顧だに値しないものである。

以下、一応必要な限度で反論を行う。

## 2 ①原決定は公平を欠くとの点の前段 ((1)ア) について

### (1) 債務者の主張は前提を誤っていること

ア 債務者は、申立書第1の2(1)アにおいて、「人格権侵害の具体的危険性の存在及び保全の必要性についての主張疎明責任は債権者らが負うべきであり、原決定が挙げる安全性に関する専門技術的知見及び資料の保持や原子炉等規制法の趣旨等から、論理必然に主張疎明責任が決まるものではないので、原決定には論理の飛躍がある。」（申立書7乃至8頁）と主張する。

しかし、そもそも債務者の主張は、原決定を正解していないものであつて、前提を誤っている。

原決定は、主張・疎明責任に関して、人格権侵害の具体的危険については、他の多くの裁判例と同様、「抗告人らに主張・疎明責任がある」としている。そのうえで、炉規法や設置変更許可手続の実態等に照らして、事業者が、原発の安全に関する専門技術的知見及び資料を十分に保持していること、他方で住民側はそのような知見や資料が十分にあるとはいえないこと、及び、炉規法が、周辺住民の生命・身体の安全等を個々人の個人的利益として保護すべきものとする趣旨を含んでいること等を考慮して、事業者側が、人格権侵害の具体的危険が存在しないことについて、相当の根拠、資料に基づいて主張、疎明すべきであり、事業者がこの主張・疎明を尽くさない場合は、具体的危険の存在が事実上推定されるという枠組みを採用している（原決定11～12頁）。

イ これは、原決定も引用するもんじゅ最高裁判決（最三判平成4年9月22日・民集46巻6号1090頁）などを踏まえつつ、福島第一原発事故の被害という厳然たる事実を前提として、原発という危険施設の設置・稼働手続や差止訴訟の実態に即して主張・疎明負担の公平な分配を行ったものであり、債務者がいうような主張・疎明責任それ自体の転換を行ったものではないし、「安全性に関する専門技術的知見及び資料の保持や原子炉等規制法の趣旨等から、論理必然に」判断したものでもない。

ウ むしろ、債務者の方こそ、民事差止訴訟における人格権侵害の具体的危険の存在に関する主張・疎明における一般論を、無批判に、あるいは牽強付会に原発差止訴訟に適用しようとするものであって、法の趣旨や実態を踏まえない空理空論というほかない。福島第一原発事故を経た現在においても、このような主張を繰り返している債務者には、危険施設を稼働するという自覚も責任も感じられない。原発を稼働しようとする者として不適格である。

## (2) 法の趣旨や法律要件分類説を踏まえた判断であること

ア 原決定は、主張・疎明負担の分配に際して、福島第一原発事故の深刻な被害を踏まえて改正された原子力関連法令の趣旨を踏まえたものであり、かつ、民事訴訟法における主張・証明責任の通説的な考え方である法律要件分類説を踏まえたものといえ、公平に適ったものというべきである。

まず、2012（平成24）年の原子力関連法令改正は、福島第一原発事故の教訓を踏まえて、同様の事故は二度と起こさないという趣旨でなされたものであることは、立法経緯から明らかである。

そして、深刻な災害を二度と起こさないようにするために、司法審査の枠組みとして、i) 原決定を始めとする多くの裁判例が採用するように、事業者側に原発の安全に関する事実上の主張・疎明負担を負わせるか、ii) 福井地判平成26年5月21日（判時2228号72頁）が採用するような、

住民側の立証命題を、「人格権侵害の具体的危険が存在すること」ではなく、「人格権侵害の具体的危険が万が一にも存在すること」と修正するか、あるいは（金沢地判平成18年3月24日（判時1930号25頁））が採用し、債権者らが瀬木比呂志教授の意見書（甲650）を提出して主張していたように、債権者ら側の人格権侵害の具体的危険の疎明の程度を軽減するか（証明度軽減の法理）、いずれかの修正がなされなければならない。

原決定は、債権者らの主張するところを採用しなかったものの、iを採用して法の趣旨に沿った結論を導き得る判断枠組みを採用している点で、評価できる。

他方、債務者の主張する枠組みでは、福島第一原発事故のような深刻な事故を二度と起こさないという法の趣旨に反する結果となる。法の趣旨を踏まえない判断は、法解釈として不当である。

イ 次に、iのような考え方の理論的な妥当性を述べる。

法律要件分類説によれば、主張・疎明責任の分配の実質的な根拠として、正義、公平、迅速が挙げられている（例えば、中野貞一郎ほか編『新民事訴訟法講義〔第2版〕』有斐閣352頁）。このうち、正義という観点からは、法が危険を内在する原発の設置・稼働に関し、予め一般的にその設置・稼働を禁止し、法が定める厳格な要件を充たした場合にのみ例外的に禁止を解除するという許可制を採用していることからすれば、安全を主張する事業者にこれを立証させることが正義に適う。

ウ また、公平という観点からは、証明の難易、証拠との距離、現状の尊重といった点が考慮されるが、原規委の基準適合審査において安全についての説明を尽くしているはずの事業者には証明は容易なはずであり、証拠との距離も当然近い。

エ このような観点に照らしても、まず事業者に人格権侵害の具体的危険が存在しないことについて主張・疎明を行わせ、これが尽くせない場合に具体的

危険の存在が事実上推定されるという原決定の判断枠組み（上記 i の枠組み）は、妥当なものというべきである。

### (3) 債務者の主張はご都合主義的であること

ア 債務者は、改正後の原子炉等規制法下において、原規委による審査のプロセスや事業者の評価結果等が開示されているという事実から、事業者と住民側との間に専門技術的知見及び資料の差異が存在しないと主張するものようであるが（申立書8頁），これは極めてご都合主義的な主張というほかない。

債務者は、このように主張しながら、他方で、原規委こそ高度の専門技術的知見を有しており、専門的知見を有しない裁判所はこれを尊重し、違法判断を控えなければならないかのように主張している（申立書14～15頁）。自らに都合の悪い主張・疎明責任の場面では知見や情報の偏在は存在しないかのように主張し、自らに都合の良い専門技術的裁量の場面では原規委こそが専門的知見を有しているかのように主張するのである。語るに落ちた主張というほかない。

イ また、債務者は、自身が、改正された炉規法に基づいて原規委による数年にわたる厳格な審査を経ているから、原則として人格権侵害の具体的危険は存在しないと考えるべきであるかのように主張しているが、原規委によって真に厳格な審査が行われているか否かこそが争われているのであり、この意味でも前提を誤っている。

むしろ、行政による規制が十分に機能せず、規制が推進側の虜になっていたことが福島第一原発事故の一因であること（国会事故調査委員会報告書），福島第一原発事故後、規制行政に対する健全な警戒心を失ってはならないということが福島第一原発事故の最も重要な教訓と捉えるべきこと（甲1001・71頁），火山事象に関する度重なる火山ガイドの改正に見られ

るようすに、福島第一原発事故後においても、行政が厳格な審査を実施できていないと考えられる事情が現に存在していることなどに照らしても、債務者の「原規委によって厳格な審査が行われている」という前提は誤りであるといるべきである。

#### (4) 原発事故被害の甚大性、特異性等も前提とすべきこと

なお、主張・疎明負担の公平な分配に当たっては、債権者らは、原決定が明確に認定している知見や資料の偏在という点のみならず、福島第一原発事故によって明らかになった原発事故による損害の甚大性、特異性等も主張している。

そして、原決定は、福島第一原発事故によって明らかになった原発事故被害の甚大性、特異性を認定しており、主張・疎明負担との関係でこそ明示していないものの、これを判断の前提としているといるべきである。

すなわち、原決定は、前提事実及び司法審査の在り方に関する判示部分の冒頭において「人が放射線を短時間で一度に受けると、多数の細胞が死に、組織や臓器の働きが悪くなることに加え、自らの生命を維持するためのDNAや、細胞を修復する能力が失われてしまう可能性があるから、その生命・身体に対する影響は重大、かつ、不可逆的なものである。」「大量の放射性物質が外部に放出された事故である福島事故においては、政府の避難指示によって避難した住民が約15万人に達し、事故から約4年3か月が経過した時点でも福島県全体の避難者は約11万2000人に及んでおり、この経験に照らしても、このような事故が起これば周辺の環境を放射能によって汚染されるなど地域住民の生活基盤が破壊され、その回復には多くの困難が伴うことも明らかである。」

(原決定7頁) と、福島第一原発事故の悲痛な経験を直視している。

この点は異議審において改めて明確に認定すべきである。

## (5) 仮処分ゆえに債権者に高度の疎明を求めるのは不当であること

ア 債務者は、また、仮の地位を定める仮処分については、債権者に高度の疎明を求めるべきであるのに、原決定はこれを考慮しておらず、公平を害すると主張する（申立書8～9頁）。

すなわち、債務者は、原決定について、①「上記の判断枠組みをとることによって客観的な举証責任としての疎明責任の転換を事実上認め、債務者に疎明責任を負わせるのみならず、例えば『本件発電所敷地至近距離において、地質境界としての中央構造線自体が正断層成分を含む横ずれ断層である可能性は否定できないというべきである。』（原決定48頁）、『佐田岬半島北岸部に活断層が生じないと断ずることまではできないというべきである。』

（原決定49頁）というように、安全性をいわゆるゼロリスクまで求め、それに関連する個々の事実について、いわば証明に近い高度の疎明を債務者に負わせている」、②「原決定は、…債権者らがなすべきと判示する疎明について、居住地までの距離、原子炉の出力数、福島第一原子力発電所事故における影響範囲により、疎明がなされたものと簡単に認定している」、③「保全の必要性は、仮処分において特に法が要求する要件であり…仮処分命令発令により債務者に計り知れない損害を与えるため、特に厳格に認定すべきであるにもかかわらず、原決定が、現在および将来における電力需給の安定供給等に重大な影響と莫大な損害を債務者に生じさせることについて何ら考慮せずに、安易に仮処分命令を発令していることは、無担保発令であることも含めて、当事者間の公平を欠き、妥当でない。」と批判するのである（申立書9乃至10頁）

イ しかし、①については、そもそも、原決定はゼロリスクを求めるものではなく、単に高度な安全を求めるものであるから、前提を誤っている。

原決定が認定するように、本件の審理にあっては、債権者らも「ゼロリスクという意味での絶対的安全まで求められるわけではない」と主張してい

る。債権者らの主張は、「福島第一原発事故のような過酷事故は絶対に起こさないという意味での限定的絶対的安全ないし絶対的安全に準じる極めて高度の安全」が求められるというものであった。

そして、原決定は、このような債権者らの主張を排斥しつつ、その理念については尊重すべきと判断しているのであって（原決定10頁），原決定がゼロリスクを要求する立場に立っていないことはあまりにも明白である。

債務者を含め、電力事業者は、自らの主張を受け入れられず、原発の差止め認められた裁判例に対して、その内容を正確に吟味することなく、「ゼロリスク」と非難する。自分たちが行った評価を超えるレベルの安全を要求することは、すべてゼロリスクを要求するのと同じで不当だというのである。そのような考えを持った者が、自身の安全評価について不斷に見直し、安全の向上を図れるはずがない。思い上がりも甚だしいというほかなく、原発を設置・稼働する者として失格である。

ウ また、債務者が不当と指摘する判断部分の内容面を見ても、後に詳述するとおり、地質境界としての中央構造線自体が正断層成分を含む横ずれ断層である可能性を排除するには直接に海上ボーリングで検証すればよい（瀬戸内海の対岸の上関原発について中国電力は至近距離に活断層がないか確認するために海上ボーリングを行おうとしている）のにそれをせず、原子力規制委員会の設置許可後に出された、債務者もその権威を強調する、政府の地震本部の中央構造線断層帯長期評価第二版でも「三波川帯と領家帯上面の接合部以浅の中央構造線も活断層である可能性を考慮に入れておくことが必要と考えられる。伊予灘南縁、佐田岬半島沿岸の中央構造線について現在までのところ探査がなされていない。今後の詳細な調査が求められる。」と記載があるのでから、ゼロリスクどころか、相当のリスクを孕んでいると解するのが常識に適うし、原決定もそのように考えているからこそ上記のような判断をしている。

債権者らの主張は、基本的に、原発という危険施設の安全評価として当然行うべきことが行われていないこと、万が一のリスクどころか、相当のリスク、特に地震については差し迫ったリスクが存在する、というものである。地震が発生してからでは原発事故を防ぎえないことは、福島第一原発事故の取り返しのつかない犠牲によって、学んだはずである。

エ ②については、チェルノブイリ原発事故に次ぐ歴史に残る福島第一原発事故の未曾有の被害に照らし、原決定の認定で十分であり、それを論難するのは、福島事故を直視せず、その根本的な教訓を汲みとろうとしない事業者の頑迷な姿勢を示すものである。

結局、債務者を含む事業者は、福島第一原発事故を経てもなお、小手先の対策を講じるだけで、何一つ変わっていないといわざるを得ない。

オ ③について、一たび過酷事故が起きれば住民の生命、身体の安全、生活基盤に甚大で取り返しのつかない被害を及ぼすことは福島事故の経験より明らかであり、ゼニカネの損得と比べるべきでなく、必要性は明白である。

### 3 ①原決定は公平を欠くとの点の後段 ((1)イ) について

#### (1) 「基準に適合すること」の意味内容

債務者は、申立書第1の2(1)イにおいて、仮に債務者が一定の主張・疎明責任を負うとしても、本件が民事訴訟としての仮処分であることに鑑み、新規制基準に適合していることについて相当の根拠、資料に基づいて主張・疎明すれば足り、基準の不合理性及び基準適合判断の不合理性についての主張・疎明責任は債権者らが負うべきであると主張する（申立書11頁）。

ここでいう「新規制基準に適合していること」の意味であるが、上記文脈からすれば、債務者としては、「原規委が新規制基準に適合すると判断したという外的的な事実」の主張・疎明で足りると考えている（だからこそ、その判断の実質的な内容（基準適合判断）の不合理性は債権者らが主張・疎明すべきと

している)と考えられる。

(2) 許可がなされている以上「基準に適合すること」は当然であること

しかしながら、原規委が新規制基準に適合すると判断したという外的的な事実は、設置変更許可処分等がなされている以上、当然のことである。その程度の情報は、インターネット等を通じて債権者らも当然把握している。

原発差止訴訟においては、万が一の際に発生する被害の甚大性、特異性や許可制を採用している趣旨に鑑みて、行政庁の処分の前提となる基準が、深刻な災害が万が一にも起こらないといえる安全を担保するものとなっているかどうか、仮に、基準自体は安全を担保するものとなっているとしても、それに適合するとした事業者の評価及び原規委の判断が適切なものであって、当該原発において深刻な災害が万が一にも起こらないといえる程度の安全を備えているかどうかが争われている。

その意味で、債務者の主張は、原発差止訴訟の本質を全く理解したものになつていない。債務者の主張するような考え方では、主張・疎明負担の公平な分配の根拠の一つである本書面2項で述べたような原発事故被害の甚大性、特異性を踏まえることや、知見及び資料の偏在を解消して当事者間の公平を図ることに全くつながらず、債務者側に主張・疎明負担を分配する実質的意味がないに等しい結論になる。

(3) 基準適合判断(ないし評価)の合理性を立証しただけでは安全とはいえないこと

ア 「新規制基準に適合していること」の意味を、債務者が主張する「原規委が新規制基準に適合すると判断したという外的的な事実」ではなく、「原規委が行った基準適合判断が合理的であること」あるいは「事業者による基準適合評価が合理的であること」と考える余地もなくはない。

このような意味であれば、基準適合性を主張・疎明することによって、一応、当該原発が安全であることを主張・疎明することにつながるようにも思われる。

イ しかし、前述したような原発事故被害の甚大性、特異性や、原発の設置・稼働について許可制を採用している法の趣旨に照らしても、また、女川原発仙台地判平成6年1月31日（判時1482号3頁）などの過去の民事差止裁判例に照らしても、事業者が主張・疎明すべきなのは、原発の安全に欠ける点のないこと、人格権侵害の具体的危険がないことであり、①具体的審査基準が合理的であることや②原規委の行った基準適合判断が合理的であることは、あくまでも人格権侵害の具体的危険がないことの間接事実にすぎない。

そうであるならば、本来は、①や②を主張・疎明しただけで直ちに人格権侵害の具体的危険がないということにもならない。そのように考えないと、新規制基準が考慮対象としていない具体的危険（例えば避難計画の問題）について、事業者は何ら疎明責任を負わないという不合理を生む。

また、原規委が新規制基準を策定した当時委員長を務めていた田中俊一氏が、新規制基準の策定当時、安全基準ではなく、基準をクリアしたからといって安全とは申し上げない旨繰り返し述べていたことに照らしても、①や②を主張・疎明しただけでは人格権侵害の具体的危険がないということにはならないというべきである（もっとも、債権者も、許可制の趣旨等に照らして、①や②が重要な間接事実となることまで否定するものではない）。

このように、①及び②の位置付けについては債権者らと原決定とで微妙な違いはあるものの、原決定のような考え方は、伊方原発広島高決平成29年12月13日（判時2357・2358号300頁）や同決定の異議審（広島高決平成30年9月25日・裁判所ウェブサイト）など、福島第一原発事故後の複数の高裁判断とも共通しており、不合理ではない。

ウ これに対し、事業者が行うべき主張・疎明を②の基準適合判断の合理性の点だけに限定するという考え方は、一方的な考え方というほかない。いくら基準適合判断が合理的であると主張したところで、基準が合理的でなければ、当該原発の安全を主張・疎明したことにはならない。このような考え方は、論理的一貫性を欠いており、採用されるべきではない。

#### (4) 基準の合理性に関する主張・疎明を債務者に行わせることは公平に反しないこと

ア 債務者は、その主張・疎明すべき対象を「基準に適合すること」に限定すべきであるという主張の実質的な根拠として、「原子炉等規制法に基づき新規制基準を策定したのは原子力規制委員会（国）であって原子力事業者ではないのであり、また、原子炉設置変更許可等の申請の内容が新規制基準に適合するかどうかの審査を行ったのも原子力規制委員会（国）であって原子力事業者ではないのであるから、新規制基準の合理性の点、並びに、原子力規制委員会の審査及び判断の合理性の点については、民事訴訟当事者である住民らと原子力事業者との間に実質的公平を害するほどの証拠が偏在しているとはおよそ考えられない。」（申立書11頁）と述べる。

イ しかし、これは危険施設たる原発を稼働する者の弁としてあまりにも無責任かつ無自覚なものというほかない、周辺地域に居住する者として怒りを禁じえない。

債権者らが平穏な生活を送っていた周辺地域に、危険施設たる本件原発を建設し稼働したのは債務者である。原発事故被害の特異性に照らしても、許可制を採用する法の趣旨に照らしても、本件原発が安全であること、よって周辺住民たる債権者らの人格権侵害の具体的危険がないことについて最も熟知していなければならぬのは債務者である。

債務者の主張は、要するに、「本件原発が安全かどうかは分からない、基

準が合理的かどうかを素人である住民と大差のない程度にしか分からぬし、原規委の基準適合判断が合理的かどうかを分からぬ、自分たちは、ただ国が決めた基準に適合するように設計しただけだ、だから、危険だと主張する住民側が危険の存在を立証すべきだ。」という責任逃れの考え方に基づくものである。原規委も、安全の第一義的責任は事業者にある、と明確に述べている。本来であれば、国の基準がどうあれ、万が一にも深刻な災害が起こらないようにすべく、安全の向上を図るべきであるし、そのような安全確保の具体的な内容を主張・疎明できるのは事業者をおいてほかにいない。責任逃れの考えを堂々と述べて憚らない者に、危険施設を設置・運転する資格はない。

ウ また、実際には、事業者は、新規制基準への適合審査を通じて、新規制基準の内容を理解し、それに適合するように設計や運用を定め、必要に応じて追加工事を行うなどして、適合性審査に合格するよう努力をしているはずである。

本件原発の適合性審査に当たっては、平成25年の設置変更許可申請から平成27年7月に許可がなされるまでの間、75回の審査会合と2回の現地調査が行われ、その間、新規制基準の内容や原規委の基準適合判断の内容についても当然に原規委との間で情報共有を行い、十分な知見及び資料を保有しているはずである。

原決定も、「発電用原子炉の設置許可の要件の一つとして、発電用原子炉設置者に重大事故（発電用原子炉の炉心の著しい損傷等）の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力その他の発電用原子炉の運転を的確に遂行するに足りる技術的能力があることが定められていること（原子炉等規制法43条の3の6第1項3号）、発電用原子炉設置者は、自ら当該発電用原子炉施設等の安全性についての評価を行い、その結果を規制委員会に届け出ることが義務付けられ、また、発電用原子炉設置者が当該

届け出をした評価の結果等を公表しなければならないこと（同法43条の3の29）に照らすと、当該発電用原子炉施設を設置、運転等する事業者は、発電用原子炉施設の安全性に関する専門技術的知見及び資料を十分に保持しているということができる。」（原決定12頁）と述べ、「事業者は、規制委員会から所要の許認可を受けるなどして現在の安全規制の下でその設置及び運転等がされていることを主張・疎明すれば足りると主張するが、事業者が発電用原子炉施設の安全性に関する専門技術的知見及び資料を十分に保持しており、他方、周辺住民らにはそのような専門技術的知見や資料がないことなどに照らすと、同主張は採用できない。」（原決定14頁）と結論付けているのである。

至極真っ当な判断であり、債務者の主張は、異常というほかない。基準の合理性及び基準適合判断の合理性を債務者に主張・疎明させることは、公平に反しないどころか、むしろ、そうしないことが公平に反するのである。

## (5) 大阪高裁決定の不合理性

ア 債務者は、自説と類似した考えを採用した裁判例として、大阪高決平成29年3月28日（判時2334号3頁・乙1-1）、大阪高決令和2年1月30日（判例集未掲載・乙504）を挙げている（申立書10～11頁）。

これらの決定は、これまで述べてきたような主張・疎明負担の公平な分配の趣旨に沿ったものに全くなっておらず、かつ、福島第一原発事故の教訓を踏まえ、同種の事故を二度と起こさないという趣旨で改正された原子力関連法令等の趣旨にも反するものであって、一片の合理性も存在しない。

イ 福島第一原発事故前ですら、原発の持つ潜在的な危険の大きさや、原決定も述べるような知見や資料の偏在などを根拠として、住民側の主張・立証の負担を実質的に軽減し、公平を図るという判断枠組みが採用されてきた。伊方原発最判平成4年10月29日（民集46巻7号1174頁）や前述した

女川原発の平成6年仙台地判がその例であった。

もっとも、福島第一原発事故の直前期になると、司法にも「原発において深刻な事故など起こらないだろう」という安全神話が浸透し、事業者側に実質的な主張・疎明負担を負わせない平成29年大阪高決のような判断がなされたことでもあった。浜岡原発静岡地判平成19年10月26日（判例集未掲載）がその典型であり、このような司法の流れについて、福島第一原発事故後、司法も安全神話を妄信して適切なチェック機能を果たせなかつたことが福島第一原発事故を防げなかつた理由の一つである、という形で批判された。福島第一原発事故以前の裁判例の変質については、判例時報の評釈でも指摘されている（甲1208・判例時報2334号6頁）。

このように、平成29年大阪高決及び令和2年大阪高決は、福島第一原発事故前の最悪の司法判断と類似した判断枠組みを採用するものであつて、福島第一原発事故を直視せず、その後の法改正の趣旨に反するものというほかない。

ウ 前述の判例時報の評釈は、平成29年大阪高決が採用する司法判断の枠組みに対して、「本決定は、変質された伊方最高裁判決枠組み論を採用したが、その理由が示されていない。原発訴訟の立証責任論については、原告側に求める立証のレベルを「相当程度」に軽減する方式、伊方最高裁判決の枠組みに従いながら、被告の立証責任を荷重する方式を含め、当事者の実質的公平を図る観点から、更なる検討が必要である」と批判している（甲1208）。

エ 平成29年大阪高決が採用するような判断枠組みを採用することは、司法が健全な警戒心に基づいて行政のチェック機能を果たすという司法の職責を放棄するものにほかならず、福島第一原発事故後、絶対に採用してはならない枠組みというべきである。

### 3 ②原決定は権利侵害に至る具体的機序を示していないとの点 ((1)ウ) について

#### (1) 比較衡量の在り方を誤っていること

ア 債務者は、申立書2項(1)ウにおいて、人格権に基づく差止請求は、本来行使できる権利や自由を直接制約しようとするものであるから、これが認められるには、人格権を侵害される具体的危険が切迫している必要があるとして、本件では、①具体的な起因現象の内容（地震、火山噴火等の自然現象等）並びに起因現象が発生することの切迫性及び蓋然性、②起因現象により本件3号機の重要な機能が喪失する具体的な機序及び蓋然性、③機能喪失に対して講じる各種安全対策が奏功しないこととなる具体的な機序及び蓋然性、④本件3号機から放射性物質が環境中に大量に放出されそれが原因となって債権者らの人格権が侵害されるに至る具体的な機序及び蓋然性について、それぞれ明らかにしなければならないと主張する（申立書12頁）。

イ しかし、債務者は、法解釈の基本である比較衡量の在り方を誤っている。まず、本件において制限されることとなる債務者の権利ないし自由は、原発を稼働することによって得られる経済的利益にすぎず、周辺住民の生命や身体の安全、生活環境といった人格権の根幹部分と比較して、劣後におかれる。

ウ また、債務者は、債務者の権利ないし自由について、「本来行使できる」と主張するが、少なくとも原発の設置・稼働は法がその内在する危険の大きさに鑑みて、予め一般的に禁止し、法が定める安全の基準を満たした者だけに設置・稼働を認めているものであって、本来的に債務者の自由に属するものではない。

設置変更許可が認められ、設置・稼働が認められることとなれば、確かに債務者は本件原発を稼働することが許されることになるが、本件では民事訴訟とはいえ、設置変更許可における基準の合理性や基準適合判断の合理性が争われているのであるから、本来的に債務者の自由に属する権利の侵害の

場面とは場面が異なるといわなければならない。

エ このように、債務者の主張は、比較衡量をする前提となる考え方を誤り、  
比較衡量の在り方を誤っている。

(2) ①起因現象発生の切迫性及び蓋然性を求めるこの意味内容

ア ①については、債務者は、原発事故被害の特性を全く理解していないとい  
うほかない。

原発事故において、債権者らが主張する機序は、 i ) 未知の活断層によつ  
て地震が発生し、若しくは既知の活断層であっても想定を上回る規模の地震  
が発生して、敷地に想定を上回る大きさの地震動が到来することによって、  
また、 ii ) 周辺において想定を上回る規模の火山噴火が発生し、敷地に想定  
を上回る火砕物密度流ないし降下火砕物（量及び密度）が到来することによ  
つて、いずれも安全上重要な施設・設備等が破壊され、あるいは機能喪失す  
る結果、放射性物質が大量に施設外に放出され、周辺住民らの人格権を侵害  
する、というものである。

このような機序をたどる事故においては、地震が発生して債務者の想定を  
上回る大きさの地震動が到来する可能性が否定できること、あるいは、噴  
火が発生して債務者の想定を上回る火山事象が到来する可能性が十分小さい  
とはいえないこと自体が、人格権侵害の危険発生の蓋然性があること、危険  
が切迫しているということにつながるのである。

イ いうまでもなく、地震や噴火は、科学の不定性によって、少なくとも現在  
の科学技術水準では、原発の危険を回避するための行動をとるのに十分な時  
間的余裕をもって予知・予測することが困難な自然現象であり、場合によつ  
て、例外的にこれらを予知・予測できることがあり得るとしても、地震や噴  
火発生の蓋然性が高まった時点では、既に原発に生じるリスクを回避できな  
い状態に陥ってしまう。

ウ 債務者は、いったいどのような事実が疎明ないし立証されれば、危険発生の蓋然性がある、危険が切迫していると考えるのか、全く不明である。

福島第一原発事故においては、福島第一原発敷地に、今後30年以内に震度6強以上の地震が起きる確率は、0.0%とされていた（図表1）。それでも、地震は発生し、想定を上回る地震動及び津波が敷地を襲い、メルトダウンとその後の大量の放射性物質の拡散につながった。この福島第一原発事故の経過の中の、どの時点で危険の蓋然性ないし切迫性が認められるというのか。

債務者の主張は、この意味でも、福島第一原発事故から教訓を学ぼうとせず、地震や火山噴火等の自然現象等がいつ起きてもおかしくないという厳然たる現実を無視した暴論というほかない。

(参考資料)

30年以内に震度6強以上の地震が起きる確率

算定基準日 2011年1月1日

| 設置者名    | 発電所名       | 30年以内に震度6強以上の地震<br>が起きる確率 |
|---------|------------|---------------------------|
| 北海道電力   | 泊発電所       | 0.4%                      |
| 東北電力    | 女川原子力発電所   | 8.3%                      |
|         | 東通原子力発電所   | 2.2%                      |
| 東京電力    | 柏崎刈羽原子力発電所 | 2.3%                      |
|         | 福島第一原子力発電所 | 0.0%                      |
|         | 福島第二原子力発電所 | 0.6%                      |
| 中部電力    | 浜岡原子力発電所   | 8.4.0%                    |
| 北陸電力    | 志賀原子力発電所   | 0.0%                      |
| 関西電力    | 美浜発電所      | 0.6%                      |
|         | 大飯発電所      | 0.0%                      |
|         | 高浜発電所      | 0.4%                      |
| 中国電力    | 鳥根原子力発電所   | 0.0%                      |
| 四国電力    | 伊方発電所      | 0.0%                      |
| 九州電力    | 玄海原子力発電所   | 0.0%                      |
|         | 川内原子力発電所   | 2.3%                      |
|         | 東海第二発電所    | 2.4%                      |
| 日本原子力発電 | 敦賀発電所      | 1.0%                      |
|         | もんじゅ       | 0.5%                      |

地震調査研究推進本部地震調査委員会が取りまとめた各サイト毎の30年以内に震度6強以上の地震が起きる確率を防災科学技術研究所の地震ハザードステーションにより公開したものから抜粋

図表1 地震調査研究推進本部のとりまとめより抜粋

(3) 福島第一原発事故前に訴訟が提起された場合に差止めが認められるような解釈がなされる必要があること

原発事故が前述のような機序をたどることを前提として、福島第一原発事故後に求められる司法判断の在り方としては、原子力関連法令等が「福島第一原発事故のような深刻な事故を二度と起こさないようにする」という趣旨で改正されたものである以上、福島第一原発事故前に差止訴訟が提起されたと仮定して、請求認容の結論が導かれるものでなければならない。

例えば、福島第一原発においては、事故の3年前の2008（平成20）年に10mを超える津波が発生する可能性を東電自身が試算し、政府の地震調査研究推進本部・長期評価部会においても、大規模地震の発生が指摘されていた。どんなに遅くとも、このような知見の存在が明らかになった時点では、差止めが認められる必要がある。

つまり、原発の差止訴訟における危険の蓋然性や切迫性とは、債務者の想定が非保守的なものとなっている可能性があるという最新の科学的知見が存在することをもって足りると解釈すべきなのである。

債務者の主張は、このような解釈に反するものであって、不当である。

(4) ②機能喪失、③各種安全対策不奏功及び④人格権侵害についての具体的機序及び蓋然性について

ア ②ないし④の点についても、債務者は原発事故の特異性を全く理解していないというほかない。

福島第一原発事故によって明らかになったとおり、原発事故は、他の科学技術と異なり、事態の進展とともに事故が拡大するという特異性を有する。

すなわち、想定を上回る自然現象が敷地を襲った場合、例えば化学プラントの火災事故など、他の危険施設では、事故が起きたとしても、運転を停止すればそれ以上の被害の発生を止められるのに対し、原発では、そもそも

運転を停止できるかという問題がある（「止める」の問題）上に、仮に運転を停止できたとしても、核燃料はその後も崩壊熱を発し続けるため、電気等を利用して冷却材（水）による冷却を継続し、放射性物質を圧力容器内あるいは使用済燃料の貯蔵施設内に閉じ込め続けなければ、放射性物質を制御できない事態に陥るのである（「冷やす」「閉じ込める」の問題）。

ここが、他の科学技術との決定的な違いの一つである。

イ また、現実に起きた福島第一原発事故でも、未だ事故原因・機序が解明されておらず、十全の安全対策とは何かが問われ続けているのであり、事故による被害についても、未だ放射性物質の環境中への放出は収まっておらず、周辺住民の生命、身体の安全を脅かし生活基盤を破壊し続けているのである。

人格権侵害の具体的機序は、事故後に、詳細な調査により判るに過ぎず、事故前の時点でこれを正確に主張・疎明することには限界がある。福島第一原発事故だけでなく、スリーマイル島原発事故、チェルノブイリ原発事故も事故前に事故の発生やその機序を予見した者は一人もいない。債務者の主張は、単に、不可能な差止め要件を要求して原発の差止めをできなくしようとするものにすぎない。

ウ さらに、一般に、安全性が強く求められる場面では、事故を招くおそれのある事象について、対策に失敗した場合の予備的対策が用意され、この予備的対策に失敗した場合においても更なる対策が用意されるという形で、いずれか1つの対策に成功すれば事態が収束するという基本構造を持っていなければならない。しかし、原発事故に関しては、採られるべき対策のすべてに成功しないと収束には至らず、そのいずれか一つに失敗するだけでたちどころに炉心損傷や危機的な状況に陥るという構造を持っている。

このことは、高浜原発福井地決平成27年4月14日（判時2290号13頁）でも指摘されているとおりである（同決定36～37頁）。

エ このような特異性を持つ原発事故においては、想定を上回る自然現象が敷地に到来する可能性を否定できない以上、安全上重要な施設・設備等が機能喪失し、安全対策も失敗し、放射性物質が敷地外に大量に放出されて周辺住民たる債権者らの人格権を侵害する可能性は、否定できない。

これに加え、福島第一原発事故の教訓を踏まえて行われた2012（平成24）年の原子力関連法令等の改正は、何度も繰り返し述べるとおり、福島第一原発事故のような深刻な事故を二度と起こさないようにするという趣旨で行われたものであるから、安全であることの確証が得られない限りは、人格権侵害の具体的危険が存するものとして扱わなければならないというべきである（「疑わしきは安全のために」という解釈指針が採用されるべき）。

オ これらを踏まえれば、②ないし④の人格権侵害までの具体的機序及び蓋然性は、債務者によって、その蓋然性に乏しいことの主張・疎明がない限り、事実上推定されるというべきであって、原決定に不当な点は見当たらない。

#### 4 ③原決定は科学的、専門技術的裁量を尊重していないとの点について

##### （1）裁量の逸脱・濫用に対する司法統制の在り方が問題であること

ア 債務者は、申立書2項(2)において、原規委が「新規制基準の考え方」において、原発に求められる安全の水準について、社会がどの程度の危険までを容認するかなどの事情を見定めて、専門技術的裁量により選び取るよりほかなく、炉規法は、原規委にこの選択を委ねたものである、としている（乙450・7～8頁）ことを引用し、原決定は原規委による科学的、専門技術的知見に基づく判断を尊重しておらず不合理であると主張する（申立書13頁以下）。

イ 言うまでもなく、「尊重」することは、「盲従」することとは異なり、裁量にはおのずから限界が存在し、行政庁の判断を一応尊重しても、どのような場合に逸脱・濫用があるものとして違法となるのかとい

う基準を具体化することが重要である。

債権者らは、原審において、事業者が、①科学の不定性等を排除するためには、工学上の経験則に準拠するだけでなく、科学（理論）的な想定や計算にすぎないものを考慮に入れていないこと、②支配的・通説的な見解に寄りかかって、全ての代替可能な科学的知見を考慮することを怠っていること、③十分に保守的な想定でリスク調査やリスク評価に残る不確実性を考慮していないこと、のいずれか一つにでも当てはまる場合には、安全が確保されたとはいえない（行政庁の判断に裁量の逸脱・濫用がある）という基準を採用すべきことを主張していた。原決定は、債権者らの主張をそのまま受け入れはしなかったものの、その理念は尊重すべきとして、ある問題について専門家の間で見解が対立している場合には、支配的・通説的な見解であるという理由で保守的でない設定となる見解を安易に採用することがあってはならないという基準を用いたのである。

ウ 他方、債務者は、具体的にどのような場合に裁量の逸脱・濫用が認められると考えているのか、不明確な点が多い。一応、申立書17頁の記載をみると、現在の通説的見解を基準としてすると考えているようにもみえるので、この点の不当性については(3)で詳細に反論する。

## (2) 平成4年伊方原発最判は、債務者のような考え方を採用していないこと

ア 債務者は、平成4年伊方原発最判も、債務者や原規委の「新規制基準の考え方」のような考え方と同様の趣旨に基づくものであると主張している。

イ しかし、これは平成4年伊方原発最判を正解しないものというほかない。確かに、平成4年伊方原発最判は、一般に、原発に求められる安全の程度を定めるにあたって、行政庁に一定の裁量を委ねたものと理解されているし、債権者らとしてもそのこと及び裁量について一定の尊重をすべきこと自体を争うものではない。しかし、平成4年伊方原発最判で認められた「裁

量」は、その調査官解説からも明らかに、政治的、政策的裁量よりも相当程度限定的なものである。

すなわち、調査官解説は、行政庁の専門技術的裁量とは、「安全審査における具体的審査基準の策定及び処分要件の認定判断における裁量であって、一般にいわれる『裁量』（政治的、政策的裁量）とは、その内容、裁量が認められる事項・範囲が相当異なるものとみるべきであろう」と述べ（417頁）、「本判決が、殊更に『専門技術的裁量』という用語を用いなかつたのは、…（略）…下級審判例のいう『専門技術的裁量』が、安全審査における具体的審査基準の策定及び処分要件の認定判断の過程における裁量であつて、…（略）…政治的、政策的裁量と同様の広汎な裁量を認めたものと誤解されることを避けるためであろう」と述べている（420頁）。

ウ このように、平成4年伊方原発最判は、原発の安全判断において行政庁に認められる裁量について、一般的な裁量よりもむしろ限定的なものと捉えていたのであり、債務者の主張はこの点を正解しない不当なものである。

エ なお、伊方原発最判に先立つ1991（平成3）年に開催された裁判官会同では、原発の許可処分取消訴訟における安全性の審理方法、特に立証責任についてというテーマで協議が行われたが、そこでは、専門技術的裁量について、「核燃料物質の使用施設が安全か否かは、高度の科学的判断が必要ではあるが、一義的、客観的に決まってくる問題であり、ここでの判断は、政策的裁量の場合のように、諸々の事情が関係し、政治的立場等によりいくつかの考え方がいずれも成り立ち得るが、そのどれを探るかは行政庁に委ねられているといった性質のものではないようと思われる。安全か否かの評価判断については、幾つかの科学的学説があつて、意見が分かれるところではあるが、行政庁としては、最高水準の科学的知見に基づいて常に最良の学説を選択し、科学的に正しい判断をするべきであろう。そのような観点からすると、行政庁には、安全か否かの判断につき、幾つかの科学的学説のうちい

ずれを探ることも許されるという意味での裁量の余地が認められるということはできないという考え方もあり得よう」と、その裁量の幅が極めて狭いことが指摘されている（甲1209・652～653頁）。

この会同における協議内容も、科学の不定性を踏まえていない点で、福島第一原発事故後の現時点における法解釈としては修正の余地はあるが、裁量の範囲を狭く捉えるべきであるという点では、現在でも共通するといえる。

### (3) 通説を基準とする考え方は、科学の不定性を踏まえたものではないこと

ア 債務者は、平成4年伊方原発最判の調査官解説において、「従来の科学的知識の誤りが指摘され、従来の科学的知識に誤りのあることが現在の学会における通説的見解となった場合には、現在の通説的見解（これが当該訴訟において用いられるべき科学的経験則である。）により判断すべきであろう。」と述べている点について、あくまで通説が交代した後に限り判断基準とすべきことと理解しているようである（申立書17頁）。

イ しかし、伊方原発最判の調査官解説は、判決中の「現在の科学技術水準に照らし」という点に関する補足的な説明として、この問題が違法判断の基準時の問題ではなく、科学的経験則の問題であること、具体的には、従来の科学的知識の誤りが指摘されるなどして、通説が変更された場合を例に挙げて、その場合には現在の通説的見解によって判断すべきだと述べたものであり、通説的とまではいえない見解の取扱いについては何ら述べていない。

したがって、伊方原発最判の調査官解説を前提としても、「通説が変わらない限りは原発の安全上考慮しなくてもよい」という論理は導けない。

ウ また、仮に、伊方原発最判の調査官解説を債務者主張のように理解するとしても、伊方原発最判が出された1992（平成4）年当時は、原審でも債権者らが詳しく主張した科学の不定性について十分に認識されず、裁判官及び調査官も、科学の完全無欠幻想（科学は確かな正解を答えてくれるという

期待）に陥っていたからであるというほかない。

科学の不定性自体は1970年代から指摘されていたが、この判決の後、2001（平成13）年に我が国においても科学技術社会論学会が発足して飛躍的に議論が深まつたし、何よりも、福島第一原発事故によって、科学の不定性を軽視し続けてきた結果として、本来想定しなければならない事柄まで「想定外」（ここでいう「想定外」は、想定することができなかつたではなく、理論としては想定し得たが、あえて想定しなかつたという意味である）とされたことに対する反省として、広く認識されるようになった。

エ 炉規法が原発の安全基準について抽象的な文言を定めるにとどめ、行政庁に裁量を認めた趣旨について、我が国と同じように法が行政庁に裁量を認めているドイツでは、原発の安全を確保するためには「最先端の学識に基づいた損害防止措置が講じられることが不可欠」であり、「リスク評価に関する事柄を最先端の学識に常に適合させていくことによってのみ最高度の危険排除とリスク予防の原則は満たされる」という発想の下、法律のレベルでは、抽象的な規定を置き、具体的な安全の基準等については行政に評価を委ねることが「ダイナミックな基本的人権の保護に資する」と考えられている<sup>1</sup>。

要するに、行政庁は、その裁量によって、自由に安全の基準を決めてよいわけではなく、常に最先端の学識を踏まえて最高度の危険排除を行うことによって（「即応性の原則」などとも呼ばれる）、初めて周辺住民の人権が保護されると考えているのである。前述した1991（平成3）年の裁判官会同の考え方とも共通する部分があるといえよう。

したがって、平成4年伊方原発最判の調査官解説のうち、科学の完全無欠幻想に陥っている部分は、福島第一原発事故後には採用し得ない考え方であるというべきである。

---

<sup>1</sup> 日本弁護士連合会第57回人権擁護大会シンポジウム第1分科会基調報告書32頁に同様の記載が見られる。

オ 繰り返し述べるように、2012（平成24）年の原子力関連法令等の改正は、福島第一原発事故を立法事実とし、そのような深刻な事故を二度と起こさないようにすることを目的としてなされた。そのため、原子力関連法令等の解釈としても、常に、福島第一原発事故のような事故が発生し得ないような解釈となっているかということが重要な指標とされるべきである。

そして、科学的知見をどこまで考慮するかという問題について、債務者が主張するように、通説的見解により判断する（逆にいえば、通説的見解とならない限り、考慮の必要がない）のだとすると、福島第一原発事故前に指摘されていた15mを超える津波が到来する可能性は考慮しなくてよいことになる。そのような解釈は採用されるべきではない。

債務者の主張を前提とすれば、福島第一原発事故前の津波の議論と全く同じように、本件において、中央構造線の地質的境界が活断層である可能性が指摘されているにもかかわらず、十分な調査を行わないままこの可能性を考慮対象から外すことになる。しかし、そのような解釈を採用していくは、第2の福島第一原発事故につながりかねないことを、債務者は自覚すべきである。

カ このように、原発に、深刻な災害が万が一にも起こらないといえるだけの高度の安全を要求する以上、通説的見解だけを採用していたのでは人権の保護は図られない。通説的見解には至っていないけれども安全を確保するためには考慮しなければならない知見も存在し、それを適切に選び取ることが行政府に期待されているのである。

仮に、事業者も原規委も、通説的見解だけを考慮すればよいという考えに立って原発の安全審査をしているのだとすれば、それだけでこれまでの設置変更許可処分等は違法であり、本件原発も含め、原発の安全は確保されていないことが推認できる。

(4) 科学の不定性が大きい分野では、そもそも通説的見解が存在しない場合も多いこと

ア また、科学の不定性が大きい地震学や火山学などの分野においては、そもそも通説的見解と呼べるもののが存在しない場合も多い。

原審における令和元年9月9日付抗告理由書1 - 補充書1でも詳述したとおり、リスク論の専門家である下山憲治教授（行政法）は、このような知見を「究明・獲得途上の専門知」と呼ぶ（甲1043・71頁、同補充書1の30頁以下）。

専門知の究明・獲得は、科学的実験・調査とデータ・情報の蓄積に併せて仮説・理論モデルが設定され、その正しさに関して各種の検証が行われ、再現性の存否が確認されることにより行われていくが、地震学や火山学では地下で発生する事象であるために観測が困難であること、そのため過去のデータに頼らざるを得ないにもかかわらず過去のデータ数が少ないと、仮説を検証するための実験も困難であることという三重苦が指摘されている。

イ だからこそ、現時点で、これらの究明・獲得途上の専門知を社会的に利活用しようとする場合には、その不確実性を十分に考慮して、不確実性がマイナスに作用した場合の損害の特質（どのような権利・利益を侵害するのか、時間的・空間的にどの程度広がり得るのか等）に応じて十分な安全を確保しつつ利活用する必要がある。原發でいえば、その侵害される利益が生命や身体の安全を含む人格権の根幹部分であり、時間的にも空間的にも極めて膨大な広がりを持つものであるがゆえに、他の危険施設と比較しても最高度の安全が要求されるし、全ての代替可能な科学的知見を考慮すべきという基準が採用されるべきなのである。

ウ なお、ここでいう「全ての代替可能な科学的知見」とは、おおよそありとあらゆる見解や知見という意味ではない。原決定も含め、裁判所はこの「全ての代替可能な科学的知見」の意味を正確に理解していないように思われ

る。これは、ドイツの司法審査で用いられる用語を直訳しているために日本語としてこなれていないことが原因かもしれない。「全ての代替可能な科学的知見」とは、「科学的に信頼可能と評価され得る別の全ての知見」という意味合いであり、ある科学的知見について、別の知見と置き換えたとしても、全体を矛盾なく説明できるということである。明らかな論理矛盾がある場合や、初步的な科学的経験則との矛盾がある場合などを排除するための要件と考えられる。

また、全ての代替可能な科学的知見を「考慮する」とは、全ての知見について採用しなければならないということではなく、考慮のテーブルに乗せるという意味である。考慮の結果、その見解を採用すべきではない、あるいは、採用しなくとも構わないという合理的な根拠が見出せた場合には、これを採用しないことも許されるが、合理的な根拠なく恣意的に採用しないという判断を行うことは、3つ目の要件（十分に保守的な想定で不確実性を考慮していないこと）との関係で不当と判断される。

注意が必要なのは、裁判所は、幾つかある科学的知見のいずれが正しいのかを判断する必要はなく、「全ての代替可能な科学的知見」、すなわち「科学的に信頼可能と評価され得る別の全ての知見」は、いずれも成り立ち得る知見である以上、他の危険施設と比較して原発は最高度の安全が要求されることから、より保守的な知見を選択すべきという価値判断がなされているかどうかをチェックする必要があり、かつ、それで足りる。このような枠組みの下では、債務者は、自らのよって立つ科学的知見が正しいことを主張・疎明するだけでは不十分であり、債権者らが主張する科学的知見が一般論理則や初步的な科学的経験則に照らして不合理であることなど、これを考慮しなくてもよいと考える合理的な根拠を示さなければならぬ。そして、それは、本来、原規委による調査・審議の過程でなされているはずなのである（それ自体がなされていないのだとすれば、調査・審議に過誤・欠落があったとい

うことになる)。これを債務者に主張させることが、当事者間の公平を害することには、全くならない。

エ いざれにせよ、債務者の主張は、このような科学の不定性を踏まえておらず、通説的見解に固執するものであり、平成4年当時の時代錯誤な科学観に基づいたあまりにも硬直的なものというほかない。

少なくとも福島第一原発事故を踏まえて改正された現行の原子力関連法令等の下では、債務者の主張するような硬直的な解釈は採用し得ない。

オ 本件において、「全ての代替可能な科学的知見」、すなわち「科学的に信頼可能と評価され得る別の全ての知見」とはどのようなものかについて、概略を述べれば、以下のとおりである。

まず、地震に関して差止めの直接的な根拠となっている「中央構造線問題」について言えば、具体的には、中央構造線の地質的境界が活断層である可能性を考慮せよという地震本部の「長期評価」であり、これはもはや通説と呼ぶに足りるものであって、代替可能な科学的知見の一つと法的に評価し得ることは疑いがないであろう。原規委は、即応性の原則に基づいて、この長期評価を改めて検討しなければならないが、その考慮・検討を行っていないとすれば、「全ての代替可能な科学的知見を考慮していない」ことになるし、考慮・検討を行ったうえでこれを採用しなかったというのであれば、その不確実性を排除できる合理的な根拠が説明されなければならない。しかし、債務者は、そのような主張・疎明を行っていない。主張・疎明不十分といわざるを得ない。

火山に関しては、詳しくは火山に関する反論部分で述べるが、債務者は、結局のところ、原規委の考え方（それは知見ですらなく、火山ガイドは噴火の時期及び規模を的確に予測できることを前提としているものではない、という単なる言い逃れである）を金科玉条として原決定を論難しているにすぎない。

これも、主張・疎明とともに不十分というほかない。

以上